

令和5年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 令和5年7月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時38分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 日高 芳一
委 員 上原 有美江
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 壺内 明 委員 谷部 憲子
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と谷部委員にお願いをいたします。

まず、本日の報告事項等の2及び3につきましては、特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利・利益を害する恐れや公正かつ円滑な議事運営が損なわれる恐れがあるため、本案件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、報告事項等2及び3につきましては非公開とし、議事の進行は議事日程を変更し、まず非公開案件である報告事項等2及び3について説明を受け、その後議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は報告事項等が6件でございます。

報告事項等2「損害賠償請求事件について」

報告事項等3「損害賠償等請求事件について」

— 非公開 —

以上で非公開とする案件が終了いたしました。ここから報告事項等の1に戻ります。

それでは、報告事項等の1「区立小・中学校等のグラウンドの安全確保について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「区立小・中学校等のグラウンドの安全確保について」ご説明いたします。

まず1の「経緯」でございます。本年4月に杉並区の区立小学校の校庭で、転倒した児童が地面に露出していた釘で大けがをするという事故が発生しました。この事故を受け、本区においては5月17日から23日まで、区立小・中学校の校庭をはじめとして、グラウンドの目視点検を行いました。その結果、小学校18校、中学校2校、合計20校から釘等が350本発見され、その全てを除去し、安全を確保したところでございます。

今回、より児童・生徒の安全確保に万全を期すため、改築校で校庭を使用していない3校を除いた学校等について、金属探知機による調査を行うものでございます。

2の「調査対象施設」ですけれども、区立小学校46校をはじめ、計77施設でございます。

3の「調査報告」です。金属探知機を用いて、埋設物の有無を確認し、埋設物があると反応

した箇所について、地表面から5センチメートルまで掘削して埋設物を除去するものでございます。

4の「調査期間」は、令和5年7月4日から令和5年10月31日で、夏季休業日を中心に行います。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。5の「経費」でございます。予備費対応で行いまして、金額が6,904万2,460円でございます。調査対象施設別の経費と延べ調査面積は、表の記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

青柳委員お願いいたします。

○青柳委員 グラウンドの安全確認についてなのですが、こちらは調査期間が7月4日からということなのですが、調査しながら発見次第撤去するということがよろしいですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 今、青柳委員がおっしゃるとおり、調査して、その場で見つかりましたら撤去するということがございます。

○教育長 青柳委員。

○青柳委員 ありがとうございます。子どもたちの安全もそうですし、地域の方も使っているグラウンドでもありますので、その辺しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

日高委員お願いします。

○日高委員 本当にこういったことがあるのですね。杉並区の学校は歴史が古い学校で、釘が想像できないぐらい大量に出てきた。そういったことがあっての対応を即いただいているということにまず感謝を申し上げます。7月4日からやっているということは、これは本当に早い。こういった場合は、初期の対応が大事ですので、安全第一というのをを見せていただいて、このようにやっていただいたことに、本当に感謝をしたいと思います。

各学校はコース取りをするときに、輪っかになったピンを使いまして、古くなるとこれが分離してしまう。コーナー取りするところにロープを固定したりして使っている学校は多いと思います。芝生化されていて、見え隠れして分からないところがあるとも思いますので、丁寧に掘削いただいて、安全を十分に確保いただくようお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 日高委員がおっしゃるとおり、学校の、例えば徒競走などで、ポイントと言って、ゴール付近である端のほうが多いという話も聞いていますので、そういった情報を

事業者と共有し、特に考えられるところはしっかり見ていきます。

杉並区で事故が起きたのですけれども、学校の事故というものは、ほとんどが他のところでも同じように起きるといふ法則がありますので、それでいち早く対応したものでございます。

○日高委員　すごいですよね。お疲れさまです。

○学校施設担当課長　ありがとうございました。

○教育長　マーキングなど必要なときには、今後、使用禁止するというのではなく、使ったら本数確認して、必要がなくなったら抜くということを当面徹底するというので、対応を考えているところでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○壺内委員　小学校が18校、中学校2校で350本見つかっているということ。平均しますと17本ぐらいですか。釘の数に関わらず、目視ですから、他にも何かあるのではないかと思います。やはり子どもたちが安心・安全に毎日生活するための環境整備といえますか、そのあたりも同時に学校に啓発、指導していただきたいなと思います。

葛飾区が、いの一番に対応したという、早い対応ということで、非常にすばらしいことだと思いますので、頑張ってください。よろしく申し上げます。

○教育長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員　今、これだけ見つかったということを知ると、今まではどうだったのか。要するに、今までは埋めたのをちゃんと取らなかったのかなと思うのです。例えば、日高委員がおっしゃっているように、古い学校ほどいっぱいあるという、今までは取らないというのが普通だったのかなと思ってしまうのですが、どういう対応をしていたのでしょうか。

○教育長　学校施設担当課長。

○学校施設担当課長　学校の危機管理マニュアルがありまして、例えば、校庭のでこぼこの点検のほか、イベントの際、マーキングをする際に危ないものを発見したときは除去していると認識しています。ただ、皆さんおっしゃるとおり、教職員の異動で昔打ったものがそのままとなり、のちに割れるかして、劣化し釘かどうか分からない、そういう金属片もあるかと考えられます。

これを契機に今後、安全確保をどうするかですが、先ほど教育長からも話がありましており、入れた本数と抜いた本数を確認する。そのほか、危機管理マニュアルで、今までどおり校庭のでこぼこだけを確認するのではなくて、都度、金属片をチェックするというので万全を期していきたいと思っています。

以上でございます。

○教育長 上原委員、お願いします。

○上原委員 話が全然違うかもしれないですけども、大谷翔平さんが、よくごみを拾っているというのね。あれは、ごみを拾うだけではなくて、グラウンドがどういう状態かを見るのですって。要するに、この辺にはでこぼこがあるとか、あるいはグラウンドの中でどういう状態になっているかというのを、拾いながら見ているというのね。やはり、皆さんごみ拾いばかり目が行くけれども、そうではなくて、自分のパフォーマンスが良くなるようにするために、ごみを拾っているのですって。

そういうことを考えると、今まではそういうでこぼこに関しても、でこぼこだけ見ていけばよかった。そういう小さな釘とかは、関係なかったというのはあるかもしれないけれども、今後はもうそういったことではなくて、どういうものがあるのかというのをきちんと見ていくというのが、もう一つの仕事だと自覚していただくというのが学校側としても必要なのではないかなと思います。

私も「なるほど」と思ったので、ぜひ今後の参考にさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。やはり学校の安全管理ということは、今回、釘でしたけれども、校庭にある、いわゆる遊具関係ですとか、その他施設の不具合ですとか、それは非常に注意深く見ていく必要があると思っておりますので、引き続き各学校にしっかりと話をしてみたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりいたします。

次に、報告事項等の4「令和5年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の決定について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から「令和5年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の決定について」のご報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。この制度、3年間以上継続して、葛飾区立幼稚園・小学校・中学校の運営に積極的な支援を行い、その功労が顕著な団体や個人に対して感謝状を贈呈し、学校支援活動の更なる進展を図ることを目的として、実施しているものでございます。

感謝状の贈呈につきましては、区立幼稚園、小・中学校に推薦を依頼したところ、12団体、5名の方の推薦があり、葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状の贈呈実施要綱に基づき、審査した結果、推薦していただいた全ての団体・個人が感謝状の被贈呈者と決定したため、報告するものでございます。

感謝状を贈呈される支援活動と団体・個人の内訳につきましては、1の支援活動の記載の表

のとおりでございます。支援活動として、まず上段の学校教育支援活動ですが、これは学校内で行われる学習ボランティア、授業サポート、部活動指導補助等の学校教育を支援する活動でございます。こちらにつきましては、6団体・2名が対象となっております。

次の学校環境整備活動につきましては、学校内、または学校周辺の清掃活動、学校内の花壇整備、学校施設等の維持管理等の学習環境を整備する活動でございます。こちらは3団体と1名の個人が対象になってございます。

最後の学校安全支援活動につきましては、登下校時の見守り、校門での挨拶運動等、幼児・児童及び生徒の安全を支援する活動でございます。こちらは3団体と2名の個人が対象になってございます。

2の被贈呈者につきましては、本資料の裏面をご覧ください。令和5年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状の被贈呈者の一覧でございます。上段の表は、従事団体の各団体が支援した学校名、感謝状を受ける団体名、対象活動、活動内容の記載をしてございます。下段の表につきましては、個人、5名の方が支援していただいている学校名、感謝状を受け取る方の氏名、対象活動の内容を記載しております。

恐れ入ります、表面にお戻りください。3の「贈呈式」でございます。日にちにつきましては令和5年11月22日で、午後3時から記載の場所にて、区長から各団体・個人に対して、感謝状を贈呈する予定でございます。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問・ご意見などございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 今後、ますます保護者とか地域との連携・協力が非常に重要視されてきます。特に、中学校は部活動ですね。地域移行ということがスタートしておりますが、それらの中で、このような活動に対して区が感謝状を贈呈するというのも、とてもすばらしいことではないかと思っておりますので、継続してやっていただきたいと思います。同時に中学校がないので、中学校は忙しいから申請しなかったのかなと思ったりしたのですが、どうなのでしょう。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 すみません、私の手元の資料には内訳の資料がございませんので、後ほど確認してご報告させていただきたいと思っております。

○教育長 どうしても、図書の読み聞かせとか、花壇の整備とか、登下校の見守りというようなことと小学校中心になってしまい、特に今年度はそういうことだと思います。

過去につきましては、後ほど報告いたします。申し訳ございません。しかし、中学校も地域のご支援は非常に重要なことであり、お話のとおりだと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の4につきまして、以上で終わりいたします。

次に、報告事項等の5「葛飾柴又の文化的景観の保護に向けた支援制度（案）について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは「葛飾柴又の文化的景観の保護に向けた支援制度（案）について」ご説明をさせていただきます。

まず1の「趣旨」につきましては、葛飾柴又の文化的景観を保護し、後世へと発展的に継承していくため、保護の対象として不可欠な建築物等に係る修理修景等の事業を支援する補助制度を創設するものでございます。

次に、2の「制度概要」でございます。（1）の「補助対象者」は、重要な構成要素を含む文化的景観構成する要素の所有者などで、（2）の「補助対象事業」などは、下の表のとおりアの「建築物」、イの「工作物」は補助率が4分の3以内、限度額が1,000万円で、ウの「植栽」は補助率が4分の3以内、限度額を500万円としてございます。

裏面をご覧くださいまして、エの「景観形成・防災事業」は、補助率が4分の3以内、限度額を1,000万円としてございます。またオの「普及・啓発事業」につきましては、補助率が2分の1以内、限度額を300万円としてございます。

なお、表の下の一つ目の米印では、重要な構成要素に特定されていないものであっても、同等の価値があり、重要な構成要素に準じた扱いをすることで、文化的景観の保護に寄与すると認められるものについては、補助対象とすること。さらに、二つ目の米印のところでは、特に必要があると認められる場合は、限度額を超えて補助することができるものとしてございます。

3の「今後の予定」といたしまして、第三次補正予算案に必要経費を計上してまいります。

最後に4の「その他」でございますが、記載のとおり、国や都の補助金の対象となりますよう、文化庁や東京都と調整をしながら、進めてまいるところでございます。

本件の報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 先日、ちょうど川越に行ったのですが、川越は景観に対して、ものすごく補助などをやっています。たまたま日曜日だったせいなのでしょうけれども、集客がすごい人数だったのです。

私などは、葛飾区にずっと住んでいるから、柴又に対して、あの姿が当たり前とずっと思っているのです。ですが、やはりよくよく見ると、参道に行く道筋とか、周りに建っているものとか、非常に文化的な価値があるものなんだなと実感したのです。

今の若い方たちって結構、昔の昭和の匂いとか、昔の文化の匂いというのか。そういうのを

求めて、結構見に来ているというか、そういう傾向があるなと思ったのです。ですから、柴又も、もっとこれから集客されるかなと思います。

ただ、この中でも書いてありますけれども、その文化的なそういう古い建物って、いわゆる防災には弱いよね。災害に関しては非常に弱いというのと、火事といった面においても、建物古くなればなるほど、それを維持管理するって、すごく大変だと思うのです。全部が全部、対象になるか分からないけれども、災害復旧に係る事業にあった補助率の割増しをして対応すると書いてあるのですけれども、具体的にそういった話は出ているのでしょうか。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 現在はまだ災害ということが発生していないので分からないのですが、事前に準備をするということで、将来的に、例えば熊本城のような、ああいった状況になっても、元のような状態に戻せるような補助制度で、今の4分の3というところを更に補助率を上げて、災害時の対応をしていきたいと考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 もちろん災害が来たときは、そうなのかもしれないけれども、その前に、やはり今ある建物を維持管理するという点が必要ではないかなと思うのです。古い建物は、本当に古い建物ほど、維持管理がとても大変なのですよ。

例えば、この葛飾区の庁舎もそうだけれども、何で電源が地下にあるのかと聞いたことがあるのだけれども、昔はまさかそんなに水が出るとは思わなかったというのと、そんなにパソコンとかそういうものが必要になるとは思わなかったと。昭和30年代、そういうふうに思っていたと。

だから、その当時から建てた建物というのは、そういう意味では非常に弱い部分があるのと、今、すごく天候が不順になってきている。

幸い、柴又というのは、葛飾区の中では海拔が高いのですよね。そういう意味でいいのかもしれないけれども、今後を考えると、やはり今の物も維持管理ということについて、そこに住んでいらっしゃる方たちが、お一人お一人がもっとしっかり考えていかななくてはならないので、そういったこともお話ししていくという必要性があると思うのですけれども、いかがですか。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ご指摘のとおり、予防的な措置というところも大変重要になってまいりまして、ご存じのとおり、柴又の参道を含めた境界は木造建築が多いということで、火に弱い。それと耐震性についてもやはり若干不安なところがあるというところで、そういったものの耐震の診断設計も含めて補助対象にしていくということで、あらかじめ予防的な処置も補助対象には含めていきたいと考えているところでございます。

○上原委員 本場に私たちが考えている以上に、やはり柴又のところというのは非常に文化的な価値、文化的な地位が高いものだなというのは、私もこの頃実感するので、やはりその辺のことも、葛飾区民の皆様にももっと理解していただくというか、宣伝をしていくというか、その辺も考えていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりといたします。

次に報告事項等の6「新小岩図書サービスカウンターの開設について」の報告をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、「新小岩図書サービスカウンターの開設」につきまして、ご報告させていただきます。

始めに「趣旨」でございますが、現在、図書館では幅広い区民に対して、快適な読書サービスを利用できる環境整備に取り組んでおりますが、この度、図書館とのアクセスポイントを増やすということで、利用促進を図るため、JR新小岩駅南口に整備される駅ビル内に図書サービスカウンターを設置するというものでございます。

また、その運営に当たりましては、ICT機器を活用し、非対面型での貸出、返却方法を導入するなど、プライバシーに配慮するほか、効率的な運営を行うこととしており、業務委託により行う予定でございます。

施設の概要といたしまして、施設名は「新小岩図書サービスカウンター」で、資料1の図面をご覧ください。これは、JR新小岩駅南口ビル6階で、葛飾区行政サービス施設、愛称「えきにこわ」といわれる平面図でございます。この左端の部分が図書サービスカウンターとなっているところでございます。

またあわせて資料2、裏面をご覧ください。これは、図書サービスカウンターの平面図となっております。図面矢印の動線に沿って行うことで、貸出及び返却が完了するという状況でございます。

始めのページに戻っていただきまして、図書サービスカウンターでの実施業務につきましては、貸出、資料の返却ほか、表記のとおりとなっております。

次に施設の開設日でございますが、令和5年10月1日（日曜日）の午前10時を予定してございます。また開庁日並びに開庁時間につきましては、4・5の記載のとおりとなっております。

裏面をご覧ください。窓口業務委託の契約でございますが、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間としており、本資料作成後、受託事業者につきまして決定いたしましたので、あわせてご報告させていただきます。中央図書館窓口業務を現在受託をしている、株式

会社クリーン工房、葛飾区高砂五丁目 39 番 1 号サンワールドビル 3 階でございます。

また周知方法でございますけれども、広報かつしかの 9 月 15 日号はじめ、表記のとおりでございます。

次に 8、施設オープン前の施設見学会を令和 5 年 9 月 6 日午前 9 時から、9 の 6 階フロア「えきにこわ」オープン記念式典及びイベントにつきましては、令和 5 年 10 月 1 日、午前 10 時 15 分からを予定してございます。内容についてですが、現在まだ予定でございまして、詳細について変わる可能性がございます。確定し次第、改めてご案内をさせていただく予定となっております。

私からの報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 6 を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和 5 年教育委員会第 7 回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10 時 38 分